

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次，1番木村郁郎君の発言を許します。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 1番木村郁郎でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告順に基づき、一般質問をさせていただきます。

初めに、行政改革大綱に基づく事務事業の総点検についてお伺いいたします。

平成17年度決算における当市の人口1人当たりの人件費、物件費等決算額は15万8,616円となっており、全国市町村平均12万1,478円、茨城県市町村平均11万4,367円を大きく上回っている状況にあります。

そのような状況のもとで、当市では市町村合併を契機とし、合理的かつ迅速な意思決定ができる行政組織の構築、市民サービスの向上を目指した事務事業の整理・統合を行う行政改革、また、財政基盤の強化を図るための定員管理適正化、及び行政経費の削減をあわせて実施しております。

その行政改革大綱実施計画も計画期間5カ年のうち2年を経過し、平成19年度予算において、一般職員の給与等の削減では1億5,501万7,000円、指定管理者制度による経費削減では2,990万8,000円の削減など、計画に対する成果も着実にあらわされてきております。定員管理、給与適正化については3月定例会、及び本日午前中の先輩議員の一般質問に対するご答弁により私も理解いたしましたので、今年度も引き続いての取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、私は、地方自治体において行政の担うべき役割を点検するために現在、検討・実施されている民間委託の推進、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用の進捗状況について、及びごみ処理業務の運営状況についてお伺いいたします。

民間委託の推進についての1点目としては、推進に当たって、対象とするべき事業の抽出方法や外部委託の判断基準・検討基準を示した常陸太田市民間委託ガイドラインが昨年度中に策定されていると思いますが、概要についてお伺いしたいと思います。

2点目といたしましては、市の直営により運営してきた心身障害者福祉センターが障害者自立支援法の施行に伴い、市社会福祉協議会が施設を使用し、障害者福祉サービス事業を行うこととなりましたが、事業内容についてお伺いしたいと思います。

次に、民間委託の推進についての最後となりますが、ガイドラインに基づいて、今後、民間委託を検討する事業としてどのような事業が考えられるのか。今後の推進計画についてお伺いいたします。

次に、事務事業の総点検についての2点目といたしまして、指定管理者制度の活用について伺います。

初めに、指定管理者の導入による経費削減額として、18年度491万5,000円、19年度2,990万8,000円と、数字の上からも成果が見受けられておりますが、制度導入後の施設の管理運営についてのチェック体制、つまり、公の施設の指定管理者選定委員

会による経営状況報告の審査についてお伺いいたします。

次に、来年度を実施開始年度として、高齢者生産活動センターに指定管理者制度が導入される予定となっておりますが、導入するに当たって、透明性、公平性の観点から検討事項をお知らせいただきたいと存じます。また、今後、指定管理者制度への移行を検討する事業についてもあわせてお聞かせください。

事務事業の総点検についての3点目といたしましては、PFI手法の導入指針の策定についてお伺いいたします。

当市では行政改革大綱実施計画に基づき、既に民間委託、指定管理者制度を活用し、事業のあり方について検証を進めておりますが、将来的にはこれら2つに追随し、活用が見込まれる事業形態であることから、アンテナを高く、長期的な視野に立つての指針の策定を期待して、策定に当たっての考え方を本日お伺いするところでございます。

次に、事務事業の総点検についての最後になりますが、ごみ処理業務の直営部門、委託部門の運営状況についてお伺いいたします。

現在、ごみ処理業務の運営状況を全国的に見ますと、経費面でのメリットを重視し、民間委託している自治体もふえてきているようであります。私も今まで自治体の仕事だと考えられてきたものを経費面も含めて見直しを行い、民間にゆだねることについては前向きな立場であります。

しかし、ごみ処理業務について考えてみますと、本来、教育、消防事業と同様、地域住民、自治体が協力して処理すべきことでありますので、また、環境保全の面から見ても、単にごみを処理すればよいという考えではなく、資源として利用することも目的とした分別収集を市民の皆様にご理解、実行していただくためにも、業務の核となる部門においては、自治体がリーダーシップをとって運営されることが必要であると考えておりますが、運営分担の現況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、質問事項の2番目といたしまして、現在、情報公開、個人情報の保護が進む中で、行政文書の管理の現状についてお伺いいたします。

当市は合併後、2年半という短期間であること、また、本庁及び3支所での業務であるため、組織的に取り組むことのご苦労も多いかとは思いますが、人事交流が進む中での全庁的な文書管理制度の統一はどのようにして図られているのか。また、合併前、町村の文書で保存期間内のものについても既に旧市同様の整理、管理がなされているのかをお伺いいたします。

次に、文書管理の2項目目としまして、電子文書の管理についてお伺いいたします。

平成11年に情報公開法が施行されたことを契機として、行政の保有する情報も紙による情報ばかりでなく、電子化された情報も徐々に増加しているのではないかなと思っておりますが、電子文書の管理についての現状、及び取り扱いについての方向性についてお伺いいたします。

以上、大きく2点についてお伺いしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願

いします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 総務部関係についてお答え申し上げます。

まず、行政改革大綱に基づく事務事業の総点検についての中の民間委託の推進についてにお答え申し上げます。

民間委託の推進につきましては、行政改革大綱において位置づけをし、推進を図っているところでございます。本年度からは、心身障害者福祉センターの事業主体を市社会福祉協議会へ移行したところでございます。今後とも民間委託を積極的に推進するため、平成19年3月にその進め方の手順、留意事項などを体系的に示した外部委託推進ガイドラインを策定しまして、庁内各課へ周知をしております。

このガイドラインは、市として実施すべき事務事業や外部委託の判断基準、外部委託を行う場合の留意事項等を整理したもので、導入までのフローチャートやチェックシートにより点検ができるよう策定をしております。

本年度、本ガイドラインを活用しまして、民間委託可能な事業の抽出調査を行いまして、さらなる民間委託の推進を図りたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてでございますが、現在、17の施設において指定管理者制度を導入しております。このうち平成18年度に、平成16年度から実施しております6施設について、公の施設の指定管理者選定委員会において、所管課より事業実績、収支決算等の報告を受け、経営状況の確認や今後の経営方針への指導等について審査を行いました。

審査の結果、この6施設については所管課によるさらなる指導、監督を図ることや各施設の経営改善計画に基づく改善を推進するよう、所管課に対し、指導を行ったところでございます。

今年度におきましては、平成18年度から実施しております10施設についても経営状況の報告を受け、同委員会における適正な審査を行い、市民サービスの向上が図られているか、経費の節減が着実に行われているか等の視点から経営改善指導等を行い、効率的な経営による指定管理料の縮減等を図ってまいりたいと考えております。

新たな指定管理者の導入施設としましては、里美地区にあります高齢者生産活動センターを平成20年度からの導入に向け、検討・調整を行っているところでありますけども、そのほか導入可能な施設について調査・検討を行い、指定管理者制度のさらなる活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、PFI手法の導入についてでございますけども、PFI手法は従来、国や地方公共団体が行ってきまして公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う社会資本整備の新しい手法でございまして、本市においても行政改革大綱にその推進を位置づけております。

P F I 事業は、公益事業において民間事業者の資本と経営能力を活用することから、事業コストの削減や管理運営において、事業者の創意工夫による質の高い公共サービスの提供が期待されますけども、設計段階から事業者のノウハウと資金力に依存することとなるため、行政としては民間事業者のより魅力的なプロジェクト立案が重要となります。

本市においては、本年度、P F I 事業導入の検討に必要な事業の仕組み、導入効果、導入手順などをまとめた手引を作成し、各課への周知を図るとともに、長期的視野に立った中で、どのような導入が可能なのか、調査・研究を行い、導入計画の策定をしまいたいと考えております。

次に、行政文書の管理についてにお答えいたします。

「合併後の文書管理は統一が図られているのか」とのご質問でございますけども、まず、行政文書の管理の状況についてであります。本市における文書管理は、常陸太田市文書取扱規程に基づきまして、文書の整理、保管、保存、廃棄を行うことに統一しております。文書の整理手順は保存年限や文書分類番号、細分類名等を記載し、ファイリングを行い、一定期間、課内に保管した後、保存期間が満了するまで書庫に保存いたします。保存期間は、例えば市議会に関する重要なものや条例、規則の原義、行政事務の重要施策に関するもの等を永久保存としまして、その他の文書は基準に基づき10年、5年、3年、1年の保存期間を定めております。

合併前に作成されておりました旧町村分の文書につきましては、それぞれの町村における規程に基づき処理がされていたものであり、特に重要な文書や本庁において日常的に使用される文書以外はそれぞれの支所において、それぞれの所管課が管理している状況でございます。

次に、電子文書の管理についてであります。電子文書とは電子的に交換した公文書でございます。インターネットで送受信される認証機能を持った文書でございます。このため、電子データの本人確認や改ざんの防止のために暗号化による認証が必要となりますことから、平成18年度末に総務省の外郭団体でございます地方公共団体組織認証基盤への登録申請を行い、この組織認証基盤を利用した電子文書の交換が可能となりました。しかしながら、現在のところ、国や県、地方公共団体間においては、電子メールを事務連絡として利用はしているものの、電子文書として収受した例はございません。

このように、電子文書利用の環境整備はスタートしたばかりでございます。実用化はまだまだされていないというのが現状でございます。今後、国、県、関係地方公共団体の運用状況を見ながら、対応を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

議長（高木将君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 高橋正美君登壇〕

福祉事務所長（高橋正美君） 福祉事務所関係の質問2点についてお答えいたします。

まず、心身障害者福祉施設の事業内容ですが、1つとして、常に介護を必要とする人に

日中に行われる入浴，排泄，食事の介護や創作活動。それと，生産活動の機会を提供する生活介護事業，次に自立した日常生活または社会生活ができるよう，一定期間，身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う自立訓練事業，さらに一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業の3事業を行っております。

続きまして，高齢者生産活動センターの指定管理者制度導入に当たっての検討事項でございますが，指定管理者制度導入に向け，民間にできることは民間にを基本に，利用者の利便性の維持，向上が図られるか，経費の削減等効率的，効果的な運営が図られるか等，検討してまいりました。また，当活動センターを利用しています高齢者の方々に対しまして，指定管理者制度導入の説明を行ってきたところでございます。

今後，平成20年度，指定管理者制度の導入に向け，事務を進めてまいりますけども，指定管理者の選定に当たりまして，透明性・公平性についても十分配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ごみ処理業務を民間委託することについてのご質問にお答えいたします。

当市清掃センターにおける業務の民間委託状況は，事務処理能率の向上，人件費・物件費の節減，専門知識・技術の活用，さらには行政サービスの向上を目的に，ごみ収集業務，施設の運転管理業務，最終処分業務など，入り口から出口までの業務，あわせて21の業務をそれぞれ民間に委託しております。また，市職員はそれらの委託業務を監視・管理しており，順調に運営されております。今後も行政サービスの向上，経費の削減を基本理念にPFI手法も含めた民間委託業務のあり方を検討してまいります。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 各項目にわたるご答弁ありがとうございます。

民間委託について，民間委託の実施については策定されたガイドラインの適切な運用によって対象事業，選定基準の透明性を確保していただきたいと存じます。

指定管理者制度については，公の施設の指定管理者選定委員会の委員について，再質問いたします。

委員会設置要項第3条によれば，委員会の委員は市の内部の特別職と部長級の職員の方々に構成されていると存じますが，指定手続の透明性，公平性の観点からも，また市民参画による行政運営を目指す常陸太田市としては，民間の委員を加える時期に来ているのではないかと考えるのですが，いかがでしょうか。

PFIの導入指針策定については今年度の事業でございます。近い将来，PFIの利点

を生かした公共サービスの提供に寄与するために、私も本日の質問にとどまることなく、勉強していきたいと考えております。

行政文書の管理についての整備でございますけども、整備が進むことは職員の方々の仕事の効率化が進むことばかりでなくて、私たち市民にとっても情報の共有化、また情報の保護に対する信頼につながることでありますので、引き続き、統一、整備をお願いしたいと思っております。

それでは、指定管理者選定委員会についての再質問にのみご答弁いただきまして、私の一般質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 指定管理者選定委員会委員の選任の考え方について、お答え申し上げます。

議員ご発言のとおり、公平性や透明性の確保ということは重要ではございますけども、審査におきましては、専門的見地からの判断や総合的に適切な評価が要求されること、また、利害関係を排除しなければならないこと、また、現在の選定委員会設置要項第3条3項の中に、委員長は必要があると認めるときは第1項、これは先ほど議員のご発言のとおり、市の部長、特別職等の規定でございますけども、これらの第1項に掲げる者以外の者を委員会に出席させることができるという規定もございます。こういうふうな制度の活用なども踏まえまして、委員の選任にあつては、よく検討する必要がありますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。